

○滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

昭和45年4月1日

滋賀県規則第13号

改正 昭和46年3月22日規則第13号

昭和49年4月1日規則第13号

昭和52年8月31日規則第41号

昭和54年10月17日規則第47号

昭和56年3月30日規則第11号

昭和61年3月29日規則第16号

平成7年2月17日規則第10号

平成7年12月27日規則第96号

平成9年12月24日規則第80号

平成10年4月1日規則第26号

平成10年10月1日規則第61号

平成11年4月1日規則第31号

平成11年5月31日規則第53号

平成13年3月30日規則第59号

平成17年1月1日規則第1号

平成17年4月1日規則第31号

平成18年12月28日規則第99号

平成21年4月1日規則第28号

平成22年4月1日規則第18号

平成24年4月1日規則第30号

平成25年4月1日規則第28号

令和元年6月28日規則第4号

令和元年12月13日規則第21号

令和3年3月30日規則第18号

令和5年3月22日規則第14号

滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則をここに公布する。

滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年滋賀県条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（障害状態）

第2条 条例第3条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、別表に掲げる状態（加入者が制度加入前に既に有していた障害または加入前の原因により生じた障害によるものに限る。）にある加入者が既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じた結果重度障害となつた場合とする。

（一部改正〔昭和52年規則41号・56年11号・平成7年96号〕）

第3条 条例第9条第3項ただし書および条例第19条第1項第2号ただし書に規定する規則で定める重度障害とは、別表に掲げる障害状態（口数追加加入者が口数追加前に既に有していた障害または口数追加前の原因により生じた障害によるものに限る。）にある口数追加加入者が既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重した結果生じた重度障害をいう。

（全部改正〔昭和54年規則47号〕、一部改正〔昭和56年規則11号・平成7年96号〕）

（加入等の申込み）

第4条 条例第5条第1項に規定する加入の申込みは、加入等申込書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

- (1) 加入申込者およびその扶養する心身障害者の住民票記載事項証明書（本籍および戸籍筆頭者が省略されたものに限る。以下同じ。）
- (2) 申込者（被保険者）告知書
- (3) 障害証明書（別記様式第3号）
- (4) 年金管理者指定届書（別記様式第4号）

2 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の15第1項の規定により都道府県知事保存本人確認情報（同法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）を利用することができる場合は、前項第1号に掲げる書類を添付することを要しない。

3 条例第6条第1項に規定する口数追加の申込みは、加入等申込書に第1項第2号に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

4 知事は、第1項の加入の申込みまたは前項の口数追加の申込みを受けて加入または口数追加（以下「加入等」という。）を承認したときは、加入等承認通知書（別記様式第5号）によりその旨を通知するとともに滋賀県心身障害者扶養共済制度加入証書（別記様式第6

号)または滋賀県心身障害者扶養共済制度口数追加証書(別記様式第6号の2)を交付し、加入等を承認しないときは、加入等不承認通知書(別記様式第7号)によりその旨を通知する。

(一部改正〔昭和52年規則41号・54年47号・平成7年96号・9年80号・10年26号・18年99号・22年18号・令和5年14号〕)

(掛金等)

第5条 条例第7条に規定する掛金の納付は、月払いとし、所定の納付書により毎月末日までに県指定の金融機関に対して行わなければならない。

(一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年96号〕)

(掛金の減免)

第6条 条例第8条に規定する掛金の減額または免除は、1口を対象とし、次の各号の区分に従い、申請の日の属する月から減額または免除の理由が消滅した日の属する月までそれぞれの額を減額または免除する。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者 掛金の10分の10以内の額
- (2) 加入者ならびに心身障害者の直系血族および兄弟姉妹のうち、加入者と世帯を同じくする者が市町民税を課せられていない場合 掛金の10分の10以内の額
- (3) 災害その他特別の事情により生計の維持が困難なため掛金を納入することができないと知事が認めた者 掛金の10分の10以内の額

2 掛金の減額または免除を受けようとする者は、掛金減額(免除)申請書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書を受理し、減額または免除を決定したときは、掛金減額(免除)決定通知書(別記様式第9号)によりその旨を申請者に通知する。

4 掛金の減額または免除を受ける加入者は、減額(免除)の理由が消滅したときは、速やかに掛金減額(免除)理由消滅報告書(別記様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(一部改正〔昭和46年規則13号・49年13号・52年41号・54年47号・平成7年96号・17年1号〕)

(年金の給付)

第7条 条例第9条第1項に規定する年金の給付の請求は、次に掲げる書類を添付した年金給付請求書(別記様式第11号)を知事に提出して行わなければならない。

(1) 加入者の死亡により請求する場合

- ア 加入者の死亡診断書もしくは死体検案書またはこれらに代わる書類(加入者の死亡が加入の承認を受けた日(口数追加加入者である場合は、口数追加の承認を受けた日)から2年以内のものであるときは、死亡証明書(死体検案書)(別記様式第12号))
- イ 加入者の消除された住民票(本籍および戸籍筆頭者が省略されたものに限る。以下同じ。)の写し
- ウ 心身障害者および年金管理者の住民票記載事項証明書
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 加入者の重度障害により請求する場合

- ア 障害診断書
- イ 加入者の住民票記載事項証明書
- ウ 前号ウおよびエに掲げる書類

2 知事は、前項に定める年金の給付の請求を受けて年金の給付を決定したときは、年金給付決定通知書(別記様式第14号)によりその旨を通知するとともに加入者等申込書(別記様式第1号)に記載されている心身障害者を年金受給権者とした滋賀県心身障害者扶養共済制度年金証書(別記様式第15号)を交付し、年金を給付しないことを決定したときは年金不支給決定通知書(別記様式第16号)によりその旨を通知する。

(一部改正〔昭和52年規則41号・54年47号・56年11号・平成7年10号・96号・10年26号・21年28号・22年18号〕)

(加入証書等の再交付)

第8条 滋賀県心身障害者扶養共済制度加入証書もしくは滋賀県心身障害者扶養共済制度口数追加証書または滋賀県心身障害者扶養共済制度年金証書を亡失し、または損傷したときは、加入者または年金受給権者もしくは年金管理者は、加入証書等再交付申請書(別記様式第17号)を知事に提出して再交付を受けなければならない。

(一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年96号〕)

(年金管理者となることができない者の範囲)

第8条の2 条例第10条第2項第1号に規定する規則で定める者は、精神の機能の障害により年金の受領および管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(追加〔令和元年規則21号〕)

(年金の支給停止)

第9条 条例第11条に規定する年金の支給停止は、年金支給停止決定通知書（別記様式第18号）によりその旨を年金受給権者または年金管理者に通知して行う。

2 年金支給停止の事由が消滅したときは、年金支給停止解除決定通知書（別記様式第19号）によりその旨を年金受給権者または年金管理者に通知するとともに年金の給付を行う。

（一部改正〔昭和52年規則41号・54年47号・平成7年96号〕）

（弔慰金の給付）

第10条 条例第15条第1項に規定する弔慰金の給付の請求は、弔慰金給付請求書（別記様式第20号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1) 加入者の住民票記載事項証明書（加入者がその扶養する心身障害者と同時に死亡したときは、加入者の消除された住民票の写し）

(2) 心身障害者の消除された住民票の写し

2 知事は、前項に定める弔慰金の給付の請求を受けて弔慰金の給付を決定したときは弔慰金給付決定通知書（別記様式第21号）により、弔慰金を給付しないことに決定したときは弔慰金不支給決定通知書（別記様式第22号）によりその旨を通知する。

（一部改正〔昭和52年規則41号・54年47号・平成7年10号・96号・10年26号〕）

（脱退一時金の給付）

第11条 条例第16条第1項に規定する脱退一時金の給付の請求は、脱退一時金給付請求書（別記様式第22号の2）に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1) 加入者の住民票記載事項証明書

(2) 心身障害者の住民票記載事項証明書

2 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の15第1項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる場合は、前項各号に掲げる書類を添付することを要しない。

3 知事は、前項に定める脱退一時金の給付の請求を受けて脱退一時金の給付を決定したときは脱退一時金給付決定通知書（別記様式第22号の3）により、脱退一時金を給付しないことに決定したときは脱退一時金不支給決定通知書（別記様式第22号の4）によりその旨を通知する。

（追加〔平成7年規則96号〕、一部改正〔平成10年規則26号・令和5年規則14号〕）

（脱退等）

第12条 条例第19条第1項第4号に規定する脱退の申出または同条第2項第1号に規定す

る口数の減少の申出は、加入者等脱退（減少）届書（別記様式第23号）に滋賀県心身障害者扶養共済制度加入証書または滋賀県心身障害者扶養共済制度口数追加証書を添えて知事に提出して行わなければならない。

- 2 条例第19条第1項第5号および同条第2項第2号に規定する期間は、2箇月とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認める場合には、この期間を延長することができる。

（全部改正〔昭和54年規則47号〕、一部改正〔平成7年規則96号〕）

（届出）

第13条 条例第20条各項に規定する届出は、それぞれ次の各号に掲げる書類を提出して行わなければならない。

- (1) 第1項第1号、第2項第2号および第3項第1号の届出

氏名・住所変更届書（別記様式第24号）

- (2) 第1項第2号、第2項第1号および第3項第2号の届出

死亡・重度障害届書（別記様式第25号）

- (3) 第1項第3号の届出

年金管理者指定届書または年金管理者変更届書（別記様式第26号）

- (4) 第3項第3号の届出

年金支給停止事由発生・消滅届書（別記様式第27号）

- (5) 第4項の届出

年金受給権者現況届書（別記様式第28号）

- 2 前項第2号に掲げる死亡・重度障害届書（年金受給権者が死亡した旨を届け出るものに限る。）には、年金受給権者の消除された住民票の写しおよび滋賀県心身障害者扶養共済制度年金証書を添えなければならない。

- 3 第1項第5号に掲げる年金受給権者現況届出書は、毎年4月1日における現況を記載し、年金受給権者に係る住民票記載事項証明書を添えて、その年の5月末日までに提出しなければならない。

- 4 第2項および前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の15第1項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる場合は、第2項の住民票の写しまたは前項の住民票記載事項証明書を添付することを要しない。

（一部改正〔昭和52年規則41号・54年47号・56年11号・平成7年10号・96号・10年26号・令和5年14号〕）

(台帳)

第14条 知事は、加入者および年金の支給に関し必要な事項を記載し、整理するため、加入者台帳（別記様式第29号）および年金受給権者台帳（別記様式第30号）を作成するものとする。

（追加〔昭和54年規則47号〕、一部改正〔平成7年規則96号〕）

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和46年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第2号の改正規定は、昭和46年4月分の掛金から適用する。

付 則（昭和49年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和52年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第6条第1項第2号の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

付 則（昭和54年規則第47号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第6条第1項の規定は、この規則の施行の日以後、掛金の減額または免除の申請をしようとする者から適用し、この規則の施行の際、現に掛金の減額または免除を受けていた者については、昭和55年5月31日までの間、なお従前の例による。

付 則（昭和56年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和61年規則第16号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（平成7年規則第10号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

付 則（平成7年規則第96号）

1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現にある改正前の滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成9年規則第80号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある第5条の規定による改正前の滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則および第6条の規定による改正前の滋賀県精神薄弱者福祉法施行細則に規定する様式による用紙は、平成10年3月31日までの間は、これを使用することができる。

付 則（平成10年規則第26号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成10年規則第61号）

- 1 この規則は、平成10年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則（平成11年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年規則第53号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則（平成13年規則第59号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成17年規則第1号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成17年規則第31号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用する事ができる。

付 則（平成18年規則第99号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成21年規則第28号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成22年規則第18号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成24年規則第30号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年規則第28号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年規則第4号）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（令和元年規則第21号）

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（令和3年規則第18号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（令和4年規則第14号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別表 障害状態

- 1 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2 1上肢を手関節以上で失ったもの
- 3 1下肢を足関節以上で失ったもの
- 4 1上肢の用を全く永久に失ったもの
- 5 1下肢の用を全く永久に失ったもの
- 6 1手の母指および示指を含んで4手指以上を失ったかもしくはその用を全く永久に失ったもの、または1手の母指もしくは示指を含んで3手指以上を失ったかまたはその用を全く永久に失い、かつ、他の1手の母指もしくは示指を含んで2手指以上を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7 1耳の聴力を全く永久に失ったもの

別記様式第1号（第4条関係）

加 入 等 申 込 書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

(加入等申込者)
氏 名
電 話 番 号

滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第5条第6条の規定により、滋賀県心身障害者扶養共済

制度に加入をしたいと思いますので、関係書類を添えて申し込みます。

加入等申込者	(フリガナ) 氏 名	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所		心身障害者 との統柄	
心身障害者の氏名		男・女	生年月日	年 月 日
口 数 追 加	する ・ しない			
現在・共済制度に加入の有無	有 (加入番号) ・ 無			

	従前の地方公共団体名	加入番号	加入年月日 (口数追加)
他制度からの転入者の記載欄			年 月 日 (年 月 日)
			年 月 日 (年 月 日)

※この共済制度においては、心身障害者を事後的に変更できないものとします。

添付書類 1 加入等申込者およびその扶養する心身障害者の住民票記載事項証明書（県内に住民票を有する加入申込者及びその扶養する心身障害者に係るものを除く。） 2 申込者（被保険者）告知書 3 障害証明書 4 年金管理者指定届書	確認欄	
	「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	はい <input type="checkbox"/>

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 2 口数追加のみの申込みの場合には、2の書類だけを添付してください。

様式第3号（第4条関係）

障 害 証 明 書

			※整理 番号	
① 障害者の 氏名、性別	(フリガナ).....		② 生年月日	年 月 日
障 害 の 状 況	③ 1 知的障害	A (重度) ・ B		
	④ 2 身体 障害	ア障害の種類	視覚、聴覚、平衡機能、音声・そしやく・言語機能、 肢体不自由（上肢・下肢・体幹・運動機能）、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能	
		イ障害の程度	身体障害者福祉法施行規則別表による 1級・2級・3級	
	⑤ 3 その 他 障害	ア障 害 名	(主障害名) (その他の障害名)	
		イ障害の程度		
⑥ 就 労 の 有 無	有 (職 種 平均月収額)		・無	
⑦ 日常生活の介助の必要 度	1 極めて介助の必要がある。 2 かなり介助の必要がある。 3 ほとんど介助の必要がない。			
⑧ 上記事項についての特 記 事 項				
⑨ 療育手帳、身体障害者 手帳、精神保健福祉手 帳所持の有無	有	療育手帳 (記号番号) 身障手帳 (記号番号) 精神保健福祉手帳 (1級・2級) (記号番号)	・無	
⑩ 障害基礎年金、特別児 童扶養手当、特別障害 者手当、障害児福祉手 当、福祉手当受給の有 無	有	障害基礎・特児 (証書の記号番号) 特障・障児・福祉手当 (認定通知交付番号)	・無	
⑪ 子ども家庭相談センタ ーまたは精神保健福祉 センターの判定の有無	有	(判定機関名) (判定年月日)	・無	
⑫ 施 設 入 所 の 有 無	有	(施設の種類)	・無	
⑬ 証 明 機 関	上記のとおり証明します。			年 月 日
		所 在 地 名 称	㊦	

添付書類 ⑨～⑫のいずれも無の場合は、医師の診断書を添付してください。
記載上の注意 「整理番号」欄は、都道府県市において加入者各自の整理番号を転記してください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号（第4条・第13条関係）

加入番号	
------	--

年金管理者指定届書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

加入等申込者
フリガナ
氏 名
住 所

滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第10条の規定により、次の者を年金管理者として指定したので届け出ます。

年金管理者
フリガナ
氏 名
住 所
(心身障害者との続柄)

私は、滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第10条第1項に規定する年金管理者となることに同意し、同条第2項各号のいずれにも該当せず、次の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもつて保護、養育に当たることを誓約します。

年 月 日

年金管理者氏名

心身障害者
フリガナ
氏 名
住 所
注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（第4条関係）

加入番号	
------	--

加入等承認通知書

年 月 日

様

滋賀県知事 印

年 月 日付で申込みのあつた滋賀県心身障害者扶養共済制度
への加入は、申込みのとおり承認したから通知します。
なお、掛金の額等は次のとおりです。

口 数 追 加	有 ・ 無
掛 金 の 額	月額金 円
掛 金 の 納 付 方 法	別紙納入通知書のとおり
第1回掛金の納付期限	年 月 日
加入等の効力発生の日	年 月 日 ただし、第1回掛金を納付期日 までに納付しないときは、加入等の 効力は、その日に発生しない場合 があります。

様式第6号（第4条・第8条・第12条関係）

加入番号	
------	--

（表）

滋賀県心身障害者扶養共済制度
加 入 証 書

加 入 者
氏 名

あなたは、滋賀県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年滋賀県条例第18号）に基づき、心身障害者扶養共済制度に加入していることを証します。

年 月 日

滋賀県知事 印

加 入 者	（ふりがな） 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
心身障害者	（ふりがな） 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
加 入 日（加入等の効力発生の日）		年 月 1日
掛 金 払 込 期 間		年 月 日～ 年 月 日

（裏）

- この加入証書は、大切に保管しておいてください。
この証書を破つたり、汚したり、またはなくしたりしたときは、新しい証書を渡しますから申請してください。
- 掛金は、毎月期限までに必ず納付してください。
掛金を2か月以上滞納しますと、脱退として取り扱いますからご承知ください。
- 加入者が死亡したり、重度障害となつたときは、その月の分から心身障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。
- この制度加入の際提出した書類に不実の記載があつた場合あるいは加入者の死亡または重度障害が加入者や心身障害者の故意または重大な過失によるものである場合は、年金が支給されない場合もありますのでご承知ください。
- 心身障害者が加入者より早くなくなつたときには、加入者に対して所定の弔慰金を支給します。
- 加入者がこの制度から脱退したときは、加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。
- 加入者が20年以上継続してこの制度に加入し、かつ、65歳になつてから最初に到来する加入日の年単位の応当日以後は、掛金を納める必要はありません。
- 掛金や年金の額について、条例の改正があつたときは、改正後の条例の規定を適用するものとします。
- 次の場合には速やかにお届けください。
 - 加入者、心身障害者、年金管理者が氏名や住所を変更したとき。
 - 心身障害者、年金管理者が死亡したとき。
 - 年金管理者を指定したり、変更したとき。
 - 掛金を納められなくなつたとき。
- その他この制度の内容については、お申込みの際にご確認いただいた「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」をご確認ください。
- その他この制度についてのお尋ねは、最寄りの市町役場、健康福祉事務所または県の障害福祉課にお問い合わせください。

様式第6号の2（第4条・第8条・第12条関係）

加入番号	
------	--

（表）

滋賀県心身障害者扶養共済制度口数追加証書

加入者
氏名

あなたは、滋賀県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年滋賀県条例第18号）に基づき、心身障害者扶養共済制度の口数追加をされていることを証します。

年 月 日

滋賀県知事

印

加入者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
心身障害者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
加入日（加入等の効力発生の日）		年 月 1日
掛金払込期間		年 月 日～ 年 月 日

（裏）

- この証書は、大切に保管しておいてください。この証書を破つたり、汚したり、またはなくしたりしたときは新しい証書を渡しますから申請してください。
- 掛金は、毎月期限までに必ず納付してください。掛金を2か月以上滞納しますと、脱退として取り扱いますからご承知ください。
- 加入者が死亡したり、重度障害となったときは、その月の分から心身障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。
- 口数追加の際提出した書類に不実の記載があつた場合あるいは加入者の死亡または重度障害が加入者や心身障害者の故意または重大な過失によるものである場合は、年金が支給されない場合もありますのでご承知ください。
- 心身障害者が加入者より早くなくなつたときには、加入者に対して所定の弔慰金を支給します。
- 加入者がこの制度から脱退したときは、加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。
- 口数追加が20年以上継続し、かつ、加入者が65歳になつてから最初に到来する追加月の年単位の応当日以後は、掛金を納める必要はありません。
- 掛金や年金の額について条例の改正があつたときは、改正後の条例の規定を適用します。
- 次の場合には、速やかにお届けください。
 - 加入者、心身障害者または年金管理者が氏名または住所を変更したとき。
 - 心身障害者または年金管理者が死亡したとき。
 - 年金管理者を指定し、または変更したとき。
 - 掛金を納められなくなつたとき。
- その他この制度の内容については、お申込みの際にご確認いただいた「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」をご確認ください。
- その他この制度についてのお尋ねは、最寄りの市町役場、健康福祉事務所または県の障害福祉課にお問い合わせください。

様式第7号(第4条関係)

加入等不承認通知書

年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで申込みのあつた滋賀県心身障害者扶への加入
養共済制度における口数追加

は、次の理由により承認できませんので、通知します。

(理由)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第8号（第6条関係）

加入番号	
------	--

掛金減額（免除）申請書

年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

住 所
氏 名

わたくしは、次の理由により掛金の納入をすることができないので、滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第8条の規定による掛金の減額（免除）を受けたく申請します。

生計維持困難の理由

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯
- 2 加入者ならびに心身障害者の直系血族および兄弟姉妹のうち、加入者と世帯を同じくする者が市町民税を課せられていない場合
- 3 災害その他特別の事情により生計の維持が困難な者

添付書類 掛金の減額を受けようとする事由を証明する書類

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第9号（第6条関係）

加入番号	
------	--

掛金減額（免除）決定通知書

年 月 日

様

滋賀県知事 印

年 月 日付けの申請に係る掛金の減額（免除）については、次のとおり減額（免除）することに決定したので通知します。

記

掛金を免除する

掛金減額率

減額する期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第10号（第6条関係）

加入番号	
------	--

掛金減額（免除）理由消滅報告書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

住 所
氏 名

年 月 日付け滋障第 号で減額（免除）の決定通知を受けた掛金の減額（免除）の理由が消滅したので、滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第6条第4項の規定により報告します。

記

減額（免除）理由消滅年月日

年 月 日

減額（免除）消滅理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第11号（第7条関係）

年金給付請求書

加入番号		口数追加の有無	有 ・ 無
心身障害者 （年金受給権者）	氏名	男 女	生年月日 年 月 日
	住所		
	障害の種類	1 知的障害者 2 身体障害者 3 その他	障害の程度
年金管理者	氏名	男 女	生年月日 年 月 日
	住所		
	年金受給権者との続柄		
死亡・重度障害者 （加入者）	氏名	男 女	生年月日 年 月 日
	年金受給権者との続柄		
死亡し、または重度障害となった年月日			年 月 日
死亡または重度障害の原因となった傷病名			
<p>滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第7条第1項の規定により、年金の受給を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>（年金受給権者または年金管理者）氏名</p> <p>（宛先） 滋賀県知事</p>			

- 添付書類
- 1 加入者の死亡により請求する場合
 - (1) 加入者の死亡診断書もしくは死体検案書またはこれらに代わる書類
(加入者の死亡が加入の承認を受けた日(口数追加加入者である場合は、口数追加の承認を受けた日)から2年以内のものであるときは、死亡証明書(死体検案書)(別記様式第12号))
 - (2) 加入者の消除された住民票の写し
 - (3) 心身障害者および年金管理者の住民票記載事項証明書
 - (4) その他知事が必要と認める書類
 - 2 加入者の重度障害により請求する場合
 - (1) 障害診断書
 - (2) 加入者の住民票記載事項証明書
 - (3) 1(3)および1(4)に掲げる書類
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号（第7条関係）

（表）

死亡証明書（死体検案書）

氏名	男 女		生年月日	年 月 日	
住所					
職業					
発病年月日	年 月 日	初診	年 月 日		
入院	年 月 日	退院	年 月 日		
死亡したとき	年 月 日		午前 午後	時 分	
死亡したところおよびその種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 介護老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他			
	死亡したところ				
	種別1～5の施設の名称				
死亡の原因	I	(ア) 直接死因			発病（発症）または受傷から死亡までの期間
		(イ) (ア)の原因			
		(ウ) (イ)の原因			
		(エ) (ウ)の原因			
	II	直接には死因に関係しないがI欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等			
手術	1 無 2 有 ()		部位および主要所見	手術年月日	年 月 日
解剖	1 無 2 有 ()		主要所見		
死因の種類	1 病死および自然死 外因死		不慮の外因死		2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺死 5 煙、火災および火災による傷害 6 窒息 7 中毒 8 その他 9 自殺 10 他殺 11 その他および不詳の外因
	12 不詳の死		その他および不詳の外因死		
外因死の追加事項	傷害が発生したとき	年 月 日	午前 午後	時 分	1 従業中 2 従業中ではないとき 3 不明
	傷害が発生したところの種別	1 住居 2 工場および建築現場 3 道路 4 その他 ()			
	傷害が発生したところ			都道府県	市 郡 区 町村
	手段および状況				

(裏)

死亡に直接関係のある既往症（年月日、傷病名、症状経過、医療機関）	
今回の発病（受傷）から初診までの経過	
初診時の主訴・所見およびその後の経過 治療内容 手術名 手術日 年 月 日	
前医 または 紹介医	有無 医師名 医療機関名 その所在地
病名を 告げた 時期	（死因病名やその他の病名を患者または家族にいつどのように告げられましたか。） 本人には（ 年 月 日頃）に病名を（ ）と告げた。 家族には（ 年 月 日頃）に病名を（ ）と告げた。
その他	（本人の特徴、身長、体格、酒量、習癖、その他の事項）
死亡診断（死体検案）年月日	年 月 日
上記のとおり証明する。 本証明書発行年月日 年 月 日 所在地 病院または診療所等の名称 医師氏名 ㊟	

記入上の注意

- 1 複写されたものを使用する場合も、押印してください。
- 2 訂正の場合は、必ず証明印による訂正印を押印してください。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第14号（第7条関係）

加入番号	
------	--

年金給付決定通知書

年 月 日

様

滋賀県知事

印

年 月 日付けで請求のあつた滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第9条の規定による年金の給付については、次のとおり決定したので通知します。

年金の額	月 円
口数追加の有無	有 ・ 無
支払開始年月	年 月
支払期日	毎月 日
支払場所	
備考	

様式第15号（第7条・第8条関係）

（表）

第 号

滋賀県心身障害者扶養共済制度
年 金 証 書

年金受給権者氏名

年金管理者氏名

年 金 額 月 額 金 円

支給開始年月 年 月

上記のとおり滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第9条の規定により年金を支給します。

年 月 日

滋賀県知事 印

(裏)

- 1 この証書は大切に保管しておいてください。
この証書を破つたり、汚したり、またはなくしたときは、新しい証書を渡しますから、加入証書等再交付申請書を知事に提出してください。
- 2 年金は、年金受給権者の死亡の日の属する月まで、毎月支払います。
- 3 年金管理者が指定されている場合には、年金管理者に年金の支払をします。
- 4 年金受給権者または年金管理者は、毎年5月末日までに年金受給権者現況届書を知事に提出しなければなりません。この届書の提出を怠ると、年金の支払を差し止められます。
- 5 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支払をしません。
 - (1) 所在が1月以上不明のとき。
 - (2) 懲役または禁固の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。
 - (3) 日本国内に住所を有しないとき。
- 6 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用しなければなりません。年金管理者がこれに違反したときは知事は年金管理者を変更することができます。
- 7 この証書は、他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りたりすることはできません。
- 8 偽りその他不正の手段で年金の支払を受けていたときは、既に支払われた年金の全部または一部を返還していただきます。
- 9 年金受給権者または年金管理者の氏名もしくは住所を変更したときなどには、氏名・住所変更届書等にこの証書を添えて知事に提出してください。
- 10 年金受給権者が死亡したときは、年金管理者（年金管理者がないときは、その遺族の方）は、死亡届書にこの証書を添えて知事に提出してください。

様式第16号(第7条関係)

年金不支給決定通知書

年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のあった滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第9条の規定による年金の給付については、次の理由によつて支給しないことを決定したので通知します。

加入番号		死亡・重度障害者 (加入者)の氏名	
心身障害者の氏名		年金管理者 の氏名	
理 由			

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第17号（第8条関係）

加入番号	
年金証書 番 号	

加入証書等再交付申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

氏 名

滋賀県心身障害者扶養共済制度加入証書・口数追加証書・年金証書を亡失・損傷しましたので、再交付を受けたく申請します。

加 入 者	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所			心身障害者 との続柄
（年金受給権者） 心身障害者	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所			
年 金 管 理 者	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所			心身障害者 との続柄
証書の交付を 受けた年月	年 月			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

年金証書 番 号	
-------------	--

年金支給停止決定通知書

年 月 日

様

滋賀県知事



滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第9条の規定により支給されている年金は、次のとおり支給を停止することに決定したので通知します。

なお、年金支給停止の事由が消滅したときは、速やかにその旨を届け出てください。

年金支給停止の事由	
年金支給停止の期間	年 月 から上記の年金支給停止の事由が消滅した日の属する月の前月まで
備 考	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第19号（第9条関係）

年金証書 番号	
------------	--

年金支給停止解除決定通知書

年 月 日

様

滋賀県知事 印

年 月 日付け年金支給停止事由消滅届書により、次のとおり年金の支給停止を解除したので通知します。

支給停止を解除する年月	年 月から
備 考	

様式第20号（第10条関係）

弔慰金給付請求書

	加入番号		口数追加の有無	有・無
	加入年月日	年 月 日	口数追加年月日	年 月 日
加入者	氏名	男・女	生年月日	年 月 日
	住所			心身障害者との続柄
心身障害者	氏名		死亡年月日	年 月 日
	死亡の原因となつた傷病名			
<p>滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第10条の規定により、弔慰金の給付を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名</p> <p>(宛先) 滋賀県知事</p>				

添付書類

- 1 加入者の住民票記載事項証明書（加入者がその扶養する心身障害者と同時に死亡したときは、加入者の消除された住民票の写し）
 - 2 心身障害者の消除された住民票の写し
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第21号（第10条関係）

加入番号	
------	--

弔慰金給付決定通知書

年 月 日

様

滋賀県知事

印

年 月 日付けで請求のあつた滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第15条の規定による弔慰金の給付については、次のとおり決定したので通知します。

弔慰金の額	金 円
口数追加の有無	有 ・ 無
支払期日	年 月 日
支払場所	
備考	

加入番号	
------	--

弔慰金不支給決定通知書

年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のあつた滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第15条の規定による弔慰金の給付については、次の理由によつて支給しないことに決定したので通知します。

理 由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第22号の2（第11条関係）

脱退一時金給付請求書

加入番号			脱退区分	1 1口目脱退 2 2口目脱退 3 1と2の同時脱退
加入者	氏名	男 女	生年月日	年 月 日
	加入年月日	年 月 日	(口数追加)年月日	
身障者	氏名	男 女	生年月日	年 月 日
脱退した年月			年 月	
<p>上記のとおり、脱退一時金の給付を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(加入者)</p> <p>氏名</p> <p>(宛先)</p> <p>滋賀県知事</p>				

添付書類1 加入者等脱退（減少）届書（別記様式第23号）

2 加入者および心身障害者の住民票記載事項証明書（県内に住民票を有する加入者及び心身障害者に係るものを除く。）

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第22号の3（第11条関係）

加入番号	
------	--

脱退一時金給付決定通知書

年 月 日

様

滋賀県知事

印

年 月 日付けで請求のあつた滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第16条の規定による脱退一時金の給付については、次のとおり決定したので通知します。

脱 退 一 時 金 の 額	金 円
口 数 追 加 の 有 無	有 ・ 無
支 払 期 日	年 月 日
支 払 場 所	
備考	

様式第22号の4(第11条関係)

加入番号	
------	--

脱退一時金不支給決定通知書

年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のあつた滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第16条の規定による脱退一時金の給付については、次の理由によつて支給しないことに決定したので通知します。

理 由	
-----	--

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第23号（第12条関係）

加入番号	
------	--

加入者等脱退（減少）届書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

住 所
氏 名

滋賀県心身障害者扶養共済制度条例 第19条第1項第4号 の規定により、 年
第19条第2項第1号

月 日付で 心身障害者扶養共済制度 を 脱退
口 数 追 加 を 減少 しますので届け出ます。

添付書類

- 1 滋賀県心身障害者扶養共済制度加入証書
- 2 滋賀県心身障害者扶養共済制度口数追加証書

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第24号（第13条関係）

加入番号	
年金証書 番号	

氏名・住所変更届書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

住 所
氏 名

年 月 日に加入者・心身障害者・年金管理者・年金受給権者の氏名・住所を次のとおり変更したので、滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第20条の規定により届け出ます。

	新	旧
(フリガナ) 氏 名		
住 所		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第25号（第13条関係）

加入番号	
年金証書 番 号	

死 亡 ・ 重 度 障 害 届 書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

住 所
氏 名

年 月 日に加入者・心身障害者・年金管理者・年金受給権者が死亡した
（重度障害となつた）ので、滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第20条の規定により
届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第26号（第13条関係）

加入番号	
年金証書 番 号	

年 金 管 理 者 変 更 届 書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

(加入者)
住 所
氏 名

滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第20条の規定により年金管理者を次のとおり変更したので、届け出ます。

年 金 管 理 者		新	旧
	(フリガナ) 氏 名		
住 所			
心身障害者との 続 柄			
心身 障 害 者	氏 名		
	住 所		
変 更 の 理 由			
変 更 の 年 月 日			

私は、滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第10条第1項に規定する年金管理者となることに同意し、同条第2項各号のいずれにも該当せず、上記の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護・養育にあたることを誓約します。

年 月 日

年金管理者氏名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号（第13条関係）

年金証書 番 号	
-------------	--

年金支給停止事由発生・消滅届書

年金受給権者	氏 名	
	住 所	
支給停止事由の発生・消滅した日		年 月 日
支給停止事由発生の内容	1 心身障害者の所在が1月以上不明である。 2 心身障害者が懲役・禁固の刑に処せられ刑の執行を受けている。 3 心身障害者が日本国内に住所を有しない。	
支給停止事由消滅の内容	1 心身障害者の所在が明らかになった。 2 心身障害者が懲役・禁固の刑の執行を解かれた。 3 心身障害者が日本国内に住所を有するようになった。	
上記のとおり年金の支給停止事由が発生・消滅しましたので、届け出ます。		
年 月 日		
氏 名		
(宛先) 滋賀県知事		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

年金証書 番 号	
-------------	--

年金受給権者現況届書

年 金 受 給 権 者	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日
	電話番号			
	住 所			
	年金管理者の有無	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他 () 2 無		
滋賀県心身障害者扶養共済制度条例第20条の規定により、上記のとおり届け出ます。 年 月 日 (本人または年金管理者) 氏 名 電話番号 (宛先) 滋賀県知事				

記入上の注意 「年金管理者の有無」の欄は、年金受給権者、年金管理者が記入しがたい場合は、市町等で記入して差し支えありません。

添付書類 住民票記載事項証明書（県内に住民票を有する年金受給権者に係るものを除く。）

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第29号（第14条関係）

加 入 者 台 帳

加入番号	加入年月日 (口数追加)	年 月 日		脱 退 年 月 日		年 月 日	
		(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)
ふりがな 氏 (改姓・改名)	加 入 者		心 身 障 害 者		年 金 管 理 者		
	男 女		男 女		男 女		男 女
生 年 月 日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		
続 柄	(心身障害者との続柄)		(加入者との続柄)		(心身障害者との続柄)		
住 所 (住 所 の 変 更)							
死 亡 ・ 重 度 障 害 推 定 日 (口 数 追 加)	年 月 日 (年 月 日)		年 月 日 (年 月 日)		年 月 日		
他 の 地 方 公 共 団 体 か ら の 転 入	従前の地方公共団体名			障害の種類			加入者の死亡(重 度障害)・障害者 の死亡・転出・本 人の申出・滞納
	加 入 番 号			障害の程度			
	加 入 年 月 日 (口 数 追 加)	年 月 日 (年 月 日)	掛 金 の 額	金 額			変 更 期 日 変 更 の 理 由
	従前の地方公共団体名			1 口 目	2 口 目	合 計	
	加 入 番 号						
	加 入 年 月 日 (口 数 追 加)	年 月 日 (年 月 日)					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第30号（第14条関係）

年金受給権者台帳

年金証書番号		口数追加の有無			有・無	年金額	月額				円	
支給開始年月		年 月		口数追加開始年月	年 月		失権年月	年 月				
年金受給権者	ふりがな氏名	男女			年金管理者	ふりがな氏名	男女					
	生年月日	年 月 日				生年月日	年 月 日					
	住 所	住 所										
	障害の種類・程度	年金受給権者との続柄										
支給停止	期 間	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで				
	理 由											
支払の一時停止		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで				
現 況 届 書												
受給権消滅の理由	1 死亡 2 その他	備 考										

別記様式第1号（第4条関係）

（全部改正〔昭和54年規則47号〕、一部改正〔平成7年規則96号・10年26号・61号・13年59号・18年99号・22年18号・令和元年4号・3年18号・令和5年14号〕）

様式第2号 削除

（削除〔平成7年規則96号〕）

様式第3号（第4条関係）

（一部改正〔昭和49年規則13号・54年47号・平成7年96号・9年80号・10年26号・11年31号・53号・13年59号・22年18号・25年28号・令和元年4号〕）

様式第4号（第4条・第13条関係）

（一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年96号・10年26号・61号・13年59号・18年99号・令和元年4号・21号・3年18号〕）

様式第5号（第4条関係）

（一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年96号・13年59号〕）

様式第6号（第4条・第8条・第12条関係）

（一部改正〔昭和54年規則47号・56年11号・61年16号・平成7年96号・10年26号・13年59号・17年1号・31号・21年28号・22年18号・24年30号〕）

様式第6号の2（第4条・第8条・第12条関係）

（追加〔昭和54年規則47号〕、一部改正〔昭和56年規則11号・平成7年96号・10年26号・13年59号・17年1号・31号・21年28号・22年18号・24年30号〕）

様式第7号（第4条関係）

（追加〔平成7年規則96号〕、一部改正〔平成13年規則59号・令和5年14号〕）

様式第8号（第6条関係）

（一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年96号・13年59号・17年1号・18年99号・令和元年4号・3年18号〕）

様式第9号（第6条関係）

（一部改正〔昭和54年規則47号・平成13年59号〕）

様式第10号（第6条関係）

（一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年96号・13年59号・18年99号・令和元年4号・3年18号〕）

様式第11号（第7条関係）

（全部改正〔昭和54年規則47号〕、一部改正〔昭和56年規則11号・平成7年10号・

96号・9年80号・10年26号・11年53号・13年59号・18年99号・21年28号・令和元年4号・3年18号〕)

様式第12号(第7条関係)

(全部改正〔平成10年規則26号〕、一部改正〔平成10年規則61号・13年59号・令和元年4号〕)

様式第13号 削除

(削除〔平成21年規則28号〕)

様式第14号(第7条関係)

(一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年96号・13年59号〕)

様式第15号(第7条・第8条関係)

(一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年96号〕)

様式第16号(第7条関係)

(一部改正〔昭和54年規則47号・56年11号・平成7年96号・13年59号・令和5年14号〕)

様式第17号(第8条関係)

(一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年96号・10年61号・13年59号・18年99号・令和元年4号・3年18号〕)

様式第18号(第9条関係)

(一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年96号・13年59号・令和5年14号〕)

様式第19号(第9条関係)

(一部改正〔昭和54年規則47号・平成13年59号〕)

様式第20号(第10条関係)

(一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年10号・96号・10年26号・11年53号・13年59号・18年99号・令和元年4号・3年18号〕)

様式第21号(第10条関係)

(一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年96号・13年59号〕)

様式第22号(第10条関係)

(一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年96号・13年59号・令和5年14号〕)

様式第22号の2(第11条関係)

(追加〔平成7年規則96号〕、一部改正〔平成10年規則26号・11年53号・13年59号・18年99号・令和元年4号・3年18号・令和5年14号〕)

様式第22号の3（第11条関係）

（追加〔平成7年規則96号〕、一部改正〔平成13年規則59号〕）

様式第22号の4（第11条関係）

（追加〔平成7年規則96号〕、一部改正〔平成13年規則59号・令和5年14号〕）

様式第23号（第12条関係）

（一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年96号・10年61号・13年59号・18年99号・令和元年4号・3年18号〕）

様式第24号（第13条関係）

（一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年96号・10年26号・61号・13年59号・18年99号・令和元年4号・3年18号〕）

様式第25号（第13条関係）

（一部改正〔昭和54年規則47号・56年11号・平成7年96号・10年61号・13年59号・18年99号・令和元年4号・3年18号〕）

様式第26号（第13条関係）

（一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年96号・10年26号・61号・13年59号・18年99号・令和元年4号・21号・3年18号〕）

様式第27号（第13条関係）

（一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年96号・10年61号・13年59号・18年99号・令和元年4号・3年18号〕）

様式第28号（第13条関係）

（一部改正〔昭和54年規則47号・平成7年10号・96号・10年26号・61号・11年53号・13年59号・17年1号・18年99号・21年28号・令和元年4号・3年18号・令和5年14号〕）

様式第29号（第14条関係）

（追加〔昭和54年規則47号〕、一部改正〔昭和56年規則11号・平成7年96号・令和元年4号〕）

様式第30号（第14条関係）

（追加〔昭和54年規則47号〕）